

収入の低い者に入り、収入の高い者は個人の住宅、公園の住宅等、比較的
的家族の高い住宅に入つておられるだけならば、公営住宅を建てな
ために国で、第一種について三分の一、第二種について三分の一
という大きな国費負担をもって建設してあります。公営住宅
の意義が深いという主旨から、公営住宅の入居者に對し、新た
に収入の報告義務というものを課します。ことに、収入の多い
居住者に對しおしめては、公営住宅を明け渡すため他に転讓する
努力をしなければならぬ旨の義務と、又どうしても他に移る
場所がなく、引き続き公営住宅に居住する場合には家賃の
割増し料金を支払わなければならないという三つの義務を規制
したわけでございます。本例のよう、公営住宅の改正の主旨
にさいまして、本条例案に新しく条文を設けます。ことに、あ
らせて現行条例中、不適当な点の改廃も行おうということであ

お字す

本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

条文について趣味的にご説明申し上げます。第一条は目的、第

二条は用語の意義、第三条は使用許可、第四条は使用申込、第五

条の申込者の資格のうち、第一号から第三号までは現行条

例とほとんど同様でございます。最後の第四号の規定が、今回の

公営住宅法の改正に即応いたしておして、新しく追加しようとするもの

でございます。収入の使用の申込をした日において一万六千円、当

該町営住宅の使用料の六倍から六千円未満である場合において

はその額を三万三千円以下であること、又入居申込者の資

格制限のうち、公営住宅法施行令という収入の基準とすった

く同じ条文を加え、町営住宅には原則として、法で定められた

以下の者でなければ入居できない旨を明記したものとござい

ます。第一條の使用料の課税規定は現行条例とほとんど同じ



てございます。次の第七条、公募等の例外の規定も新しく設けら
 ないで、ここに例示したものに該当する場合は、町長は公募を行
 うのではないで町営住宅に入居させることとすべき旨の規定でございます。
 次の第八条から十条までは現行とほとんど同様で、十条の使
 用料の変更等のうち、二項の規定が今回の改正に即応しないので、
 追加しようとする新しい規定でございます。公営住宅の家賃はご
 承知のとおり、建物の建設費から、国や都府の補助金を差し引いた残りの
 額を年六分、二十六年償却で月割額を算出し、そのに修繕費で
 あるとか、損害修繕料を加えた額を月額の使用料とするように琢
 律で定められておるのてございます。これを二入で、使用料を
 変更し、又は全然別の計算方法で定めようとする場合は、公聴会
 も開いて利害関係人、及び学識経験者の意見を聞く必要はないな
 らない旨も規定したものでございます。次の第十二条の使用料の



徴収の規定は現行とほぼ同様でございます。第十三条の使用
 料の減免及び徴収猶予に関する規定は現行条例では、災害、
 その他特別の事情がある場合は、町長は使用料の免除、又は減額
 することとすべきという趣旨で抽象的にうたっておるのてござ
 います。これを改めまして、町長が使用料の減免と徴収猶予
 のべき場合とここにはつきりしようとするものでございます。
 第十四条は費用負担の規定、第十五条の転貸の禁止は現行とほ
 とんど同様でございます。次の第十六条の使用料の承継の規定
 は新しく挿入した条でございまして、町営住宅の管理に支障
 がないと認めるときは、町長は町営住宅の使用権の承継を許可するこ
 とができる旨を明らかにし、かつ承継がどのような場合とここにはつき
 り例示したものでございます。次の第十七条から二十条までは
 ほとんど現行条例と同じでございます。次の二十一から二十四条

すべし。冒頭に、説明しおけしとあり、公営住宅法の改正に即ベシとす。今回の条例改正の――

中身ともいふべきもので、第三十一条におきましては収入超過者の明瞭努力義務として、町営住宅の利用者は当該町営住宅を引続き三年以上使用している場合において三万二千円を二万の収入がある場合は、当該町営住宅を明瞭するようにつとめなければならぬ、町長は前項に規定する該当者から当該町営住宅を明瞭するため必要を秘蔵先住宅のお世んの申出がある時は、他に適当な住宅に入居できようにつとめなければならぬというように、町長にもお世んの義務を課するわけでございます。次の第三十二条におきましては付加使用料で、前条第四項の規定する該当者は、当該町営住宅を引続き使用する時は町営住宅の使用料のほか、使用者の収入が三万二千円を二万

四万円以下である場合は〇、二又四万円以上の場合は〇、四を乗じて得た額の付加使用料を納めなければならない旨と、法律の定めるところのものを規定しようとするものである。ただしこの条項は附則にのこして、この条例施行のさい、現に町営住宅を使用している者は、第三十一條及び第三十二條の適用については、この条例施行の日、当該町営住宅の使用許可を受けなものとみなす。という規定を設けておきますので、第三十一條の収入超過者の明瞭努力義務と、第三十二條の付加使用料、家賃の割増金の規定は、實際には、この条例が、議決された施行後、三年目から効力を発生するわけでございます。第三十三條は収入に関する報告でございます。二年以上町営住宅に入居しているものは全員が毎年一回、そのから三年以上入居しているものはそのほかに、付加使用料、割増料金を納めなければならない収入、すな

わち三万三千円、あつたは四万五千元を基準として、その二をふか、又はそれ以下になつた場合、十日以内に町長に収入に関する報告をしなげばならない義務を法律の定めるところにより町営住宅の入居者に課せようとするものである。次の第二四条は収入額の決定等に関する規定でございます。町長は入居者の収入報告、その他の資料に基づき三年以上居住してゐる入居者の収入について調査いたしまして毎年一回右入居者の収入額を決定して、収入超過者に對しましては付加使用料の額、割増料金の額その他必要の事項を通知しなければならない。又入居におきまして、その通知額に對して意見がある場合は、町長に對して述べることとする。と定めようとするものである。第二十五条は明渡請求権、第二十六条の住宅の検査、第二十七条の管理人の設置、第二十八条の罰則、二十九条その他必要の事項等

はい、これも現行条例とほとんど同じでございます。最後の附則

におきましては、この条例は、公布の日から施行するまでの間は、

旧条例から新条例に移る場合に必要の経過規定を定めようとする

わけでございますが、その中に盛り込んであります。本条例の改正案は

公営住宅法の改正に即応させる必要の措置でございます。して、

総務委員会にはすでに慎重に審議をいたしていただくござい

ます。本議会におかれましては、よろしくご審議をいただきます。

速やかにご可決あらんことをお願い申しあげます次第でございます。

一議長（石川信義君）　これより質疑をいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第五十一号は原案どおり決する

に、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）　「異議なし」と認めます。よって議案第五号一号は原案とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）　日程第八福生町火災予防条例の制定について議案第五号一号を議題に供します。局長をして議案の朗読をいたさせます。

一、二番（山下幸三君）　朗読を省略して、説明を詳しくやってみただうなと思います。

一議長（石川信義君）　ただいま二番議員から提案されたように朗読を省略し、ただいま説明を願うことに「異議ありませんか」（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（石川信義君）　「異議なし」と認めようというはからせていただきたいと思います。



一議長（石川信義君）　理事長から提案理由の説明を求めます。

一、助役（佐藤俊夫君）　議案第五号「福生町火災予防条例の制定について」

この説明申しあげます。現在福生町には火災予防関係の条例といふては、昭和十四年に制定いたしました福生町火災予防条例と、福生町危険物取締条例の二つがあるのみでございますが、昨年火災予防行政の主要律でありますところの消防法改正によりまして、その改正に即応したしまして、この度政府から市町村火災予防条例の新しい準則が示されて参りましたので、これに基き、現在の火災予防条例と、危険物取締条例と一本に統合して、福生町の新しい火災予防条例を制定いたすべく本案をご提案申し上げております。昨年の消防法改正の目的は、火災の危険から人命財産を守るための自衛体制を各町村で確立いたしまするためにはどうしても消防用の物的

設備の整備・充実と、制度を運営する人の問題が極めて
重要であるということから、多数の者が出入りする防火対象物
に対する防火管理者制度の創設、それから危険物の貯蔵又は
取扱に関する制限の強化、消防用設備の設置及び維持制度の
強化、あるいは消防法の違反行為に関する罰則の強化等が今
回の改正の主たる内容となつておられると存じます。なお火
を使用する設備についての火災予防上、必要な事項とか、一定
限度以下火のつきやすい、引火性物質の貯蔵、又は取扱に関する
基準とか、消防用設備等の設置及び維持に関する細則の
基準等につきおしめては、各市町村の条例で定めなければなら
ないことになつております。さうした市町村の条例は定め
なければならぬ必要の事項をここに取りおとすして、本
案にもいなく規定いたしまして、本条例案をご提出申し上げた。

次第でございます。なと申しおしても火災予防条例の改正案は
消防に關しておいては、消防法ばかりでなく、消防法の施行令とならぬ
まして火災予防条例の重要を支柱にするものでございまして、そ
れだけに条文も非常に多いのでありまして、全部で六十二条にの
ぼつておられるとございまして、以下逐条的にご説明申し上げたいと
存じます。第二章は総則でございます。この条例は消防法の
規定に基づきまして、町の条例で定めなければならない火災予防条例
に必要な事項をこの条例で定めるところとを目的とする旨を明らかに
しておられるとございします。第三章は公衆の出入する場所等の
指定でございますが、この規定は、消防法では市町村に火災予防法
の他に必要がある時は消防職員をして公衆の出入りする場所、
あるいは多数の者の勤務する所に防火対象物の位置、構造、及び
管理の状況を検査する権限を与えておられると存じます。この検査の

範囲を第二章の別表に於て明示せしめようとするものゝことである。次の第三章は、範囲は大体現行条例と同様である。火の使用する設備の位置、構造及び管理の基準等に関する規定を設け、消防法に於て定められていない事項、その他の火の使用する設備等の位置や構造、管理のやり方、あるいはコンロやコタツのように火を使用する器具類等の取扱い方、その他火の使用について火災予防上必要事項は市町村の条例で定めなければならない旨の規定が消防法に於て定められていないものがある。技術的な問題が、火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。次に、火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。次に、火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。

火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。次に、火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。次に、火の使用の制限の規定で、これは市町村長の都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けた時、あるいは市町村長自ら認めるときは、市町村長は火災に関する警報を発するものと定める。警報が発せられた時は、その解除するまでの間、住民は市町村条例で定める火の使用制限に従うなければならないという規定が消防法にあり、それによって警報が発令中においては、火の使用を具体的にどのような制限をするかということも範囲で規定したとされている。

国の法令で直接規定いたしておられることと見えます。その法令で
指定した指定数量未満の危険物、準危険物、特殊可燃物の
貯蔵、又は取扱いの基準は市町村の条例で定めなければならな
い旨の規定がござります。三十五条から第三十五条まで、そ
ういふものの貯蔵又は取扱いの基準をここにいろいろ定め
ておられることと見えます。次に第五章としておいて消防用設備等
の技術上の基準の付加の規定がござります。工場、事業所、あつ
は旅館、飲食店等に備えなければならぬ消防用設備の設置
基準、それから設置の範囲についておいては消防法施行令で具体
的に定められております。それから今度は防火の目的を十分達しえ
ないと認めるときは、市町村の条例でさらに消防用設備等技術
上の基準を付加することとある旨の規定が消防法にござりま
すので、それに基きまして三十五条から四十六条までいろいろ

消防用設備等の設置及び維持管理に関する技術上の基準
をとりおとのすして規定いたさうとするものもござります。

次に三十八頁の第六章避難管理に関する規定がござりまして
この章ではいわゆる地方自治法の一般的な法令に違反しない限り
において条例を制定することとある旨の規定に基いて設け
ようとするものもござります。四十七条から五十四条まで、劇場や
キャバレー等客席、あるいは百貨店やマーケットの売場等
において火災が起きた場合に避難しやすいようにいろいろ規定を
設けようとするものもござります。第七章は雑則でござりまし

て、第五十五条から六十九条まで、主として火災予防、消防に
対するいろいろな自主義務をここにうたつておられること
と見えます。次に第八章の罰則がござります。これも地方
自治法の条例違反者に対して罰則がござる旨の規定に基き

まして、一定の本条例違反者に対する罰則を設けようとするものではない。最後が附則でございまして、この条例は全国市町村と同様に、昭和二十一年四月一日にさかのぼって適用するのと、なお現在福生町にある福生町火災予防条例及び福生町危険物取締条例は廃止することとすうたつておろすの、ございすか、冒頭にも申しあげましたように、本条例は国家消防庁で全国市町村に示された準則そのとおりでございすして、条文の中には特殊な知識を必要とする部分が相当でございすか、総務委員さんには十分にこの点で審議をいただいておりますして、又ご了解を賜っておりますので、本議会におかれまして、慎重に審議をいただございまして、是非とも原案どおりご可決あらんことを、お願い申しあげます次第でございす。

一、議長（石川信義君）　こいより質疑を行います。

福生町議会

一、二番（中西虎蔵君）　暫時休憩を願います。

一、議長（石川信義君）　ただいま休憩の旨ありましたか、暫時休憩するものとご異議ありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一、議長（石川信義君）　それでは暫時休憩いたします。

午前十時四十三分 休憩
午前十時五十四分 開議

一、議長（石川信義君）　休憩前に引き続き会議を行います。

議案第五十二号に對する質疑を続行いたします。

一、二番（中西虎蔵君）　この度火災予防条例が大きく改正されたわけですが、ご承知の、今までも福生町にはあったのですか、しかしあるというだけと、実際には適用されておらなかったような感も私は受けるわけがございす。そういう点からいろいろ危険物等

の取扱方についても相手の講習や、研究も受けたいものと思ひます。
すめ、町当局として新しく火災予防条例を制定するにあたるの
指導、監督などのように考えまわりのか、又今までも建築
等のけんぺい率の問題がありましたか、そういう建物に対する
防火対策はどう考えまわりのか、この二点についてお聞きしたいと
思ひます。

一、町役・篠崎俊夫君

今日の消防法の改正は、申しあげてもよく
木造家屋に重点を置いたわけだ、そういう点から考え合せて
も、町といたしても木造家屋に相当の力をいれなければなら
ないと思うわけだと思ひます。又違反建築物等の点についても、消
防庁は、防火対象物に記されている範囲の状況等からして、火災予
防に必要と認める場合は防火対象物の改修、移転、除却、使用禁
止、停止、制限、工事の停止、中止等必要を措置を命令すること

五月十八日



かまざるようにする必要があると思ひます。そういう点、非民主的
にならないように、しかも嚴重に十分研究いたして、せつかく消
防法の火災の予防というところを重点的に改正されたのだから
私も意見を新たにいたして、火災予防という点に関連いた
して十分研究し、嚴重にやまいたいたいと思ひます。
一、八番・青藤真一君
危険物の取扱について農家にあきましても、
菓を取扱わなければならぬ場合、これは千キロというところ
で十分ありますね、又これに斗する四割則規定もありますね、実
際に千キロ位ではいくらも貯蔵できないわけだ、今後こういう
点もどのように考えまわりのか、意見を賜りたいと思ひます。

一、消防係長・島田祐君

お答えいたします。たいていおご指摘の
ありましてあり、私もその点をお心配いたしておいたわけだ
すめ、また結論ができておりませんので、東京消防庁、国家消防庁